金沢市持続可能な観光振興推進会議設置要綱

（令和２年５月１日決裁）

改正　令和３年３月19日決裁

令和４年４月１日決裁

令和５年３月22日決裁

令和７年５月７日決裁

令和８年６月１日決裁

（目的及び設置）

第１条　金沢市の持続可能な観光を振興し推進するための計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を検討するため、金沢市持続可能な観光振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

(1) 観光を取り巻く現状及び課題の把握に関する事項

(2) 持続可能な観光の振興に係る目標及び具体的な施策に関する事項

(3) 計画の進捗状況の評価及び見直しに関する事項

(4) 前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　推進会議は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、知識経験を有する者及び関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　推進会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長になる。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　推進会議に、必要な事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、推進会議の委員若干名のほか、関係団体の職員及び観光事業者等で構成するものとする。

（庶務）

第８条　推進会議及び専門部会の庶務は、経済局観光政策課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附　則

令和２年度に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、令和４年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月22日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。